

## 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和2年8月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 516 号	ブライトワークス 株式会社	市川市曾谷六丁目30番17号	木村 章一	ブライトワークス 株式会社	市川市曾谷六丁目30番17号	令和元年12月 1日
第1702号	株式会社 ラガーフィールド	松戸市高塚新田643番地21	倉田 寛之	株式会社 ラガーフィールド	松戸市高塚新田643番地21	令和2年 4月17日